

いばらきししやうがいしやさべつかいしやうしえんきやうぎかい
茨木市障 害 者 差 別 解 消 支 援 協 議 会

きやうぎかいせつち ねんかん ふ かえ
～ 協 議 会 設 置 从 2 年 間 の 振 り 返 り ～

1 設 置 趣 旨

いりやう かいご きやういく た しやうがいしや じりつ しやかいさんか かんれん かんけいきかん おこな しやうがい
医 療、介 護、教 育 そ の 他 の 障 害 者 の 自 立 と 社 会 参 加 に 関 連 す る 関 係 機 関 が 行 う、「障 害

りゆう さいべつ かん そうだん そうだんじれい ふ さいべつかいしやう とりくみ こうかてき えんかつ
を 理 由 と す る 差 別 に 関 す る 相 談」や「相 談 事 例 を 踏 ま え た 差 別 解 消 の 取 組」を 効 果 的 か つ 円 滑

おこな
に 行 う ネットワーク と し て 協 議 会 を 設 置 し て い ま す。

2 活 動 実 績

かい 回	かいさいび 開 催 日	ないよう 内 容
1	へいせい ねん がつ にち 平 成 30 年 8 月 9 日	(1)いばらきししやうがいしやさべつかいしやうしえんきやうぎかい 茨 木 市 障 害 者 差 別 解 消 支 援 協 議 会 に つ い て (2)ほんし じやうれいおよ しやうがい りゆう さいべつ かいしやう む 本 市 の 条 例 及 び 障 害 を 理 由 と す る 差 別 の 解 消 に 向 け とりくみ た 取 組 に つ い て (3)しやうがい りゆう さいべつ かん そうだん なが 障 害 を 理 由 と す る 差 別 に 関 す る 相 談 の 流 れ に つ い て (4)あっせん に つ い て
2	へいせい ねん がつ にち 平 成 30 年 11 月 7 日	(1)グループワーク “共 に い き る ま ち” の 姿 と は ～ そ れ ぞ れ の 立 場 从 ち ～ (2)あっせん ようりやう あん に つ い て (きやうぎ) 要 領 (案) に つ い て (協 議) (3)そ の 他 報 告
3	へいせい ねん がつ にち 平 成 31 年 2 月 20 日	(1)グループワーク (じれいけんとう) 事 例 検 討 (2)あっせん ようりやう あん に つ い て (きやうぎ) 要 領 (案) に つ い て (協 議) (3)そ の 他 報 告

4	れいわがねん がつ にち 令和元年7月3日	(1)あっせんについて (確認) (2)その他報告
5	れいわがねん がつ にち 令和元年8月29日	(1)平成30年度 障害者差別解消の取組について (2)その他報告 (3)グループワーク (あっせんがあった事案について)
6	れいわがねん がつ にち 令和元年11月18日	(1)グループワーク (事例検討) (2)平成30年度 相談対応について (報告)

3 活動の成果

協議会において、障害を理由とする差別の相談事例や茨木市における障害者差別解消に係る取組を共有することで障害者差別の実態や解消に関する共通認識を持つなど、会議開催を重ねることで、協議会の役割や関係法律・条例の理解を深めることができました。

個別事案への相談・対応に必要な、あっせんまでの対応の流れや、条例施行規則、要領、様式なども協議することで、茨木市における障害者差別の相談に対する対応の枠組みができました。また、令和元年8月1日から茨木市障害のある人もない人も共にいきるまちづくり条例施行規則の施行を受け、あっせんの申出があった場合を想定し、他市でのあっせん事案や本市に相談があった事例を用いて、具体的に何ができるか解決策などについてグループワークを行い、差別解消に向けた取組や協議会として出来ることなど、様々な意見交換を通じて関係者の意識の共有ができました。

4 課題

茨木市では、市内における障害を理由とする差別の実態把握が十分ではなく、現状、相談件数としては少ないですが、相談窓口につながっていない差別が多くあるのではないかと予測されます。そのため、協議会としても相談窓口の周知や障害者差別に関する啓発等の障害を理由とする差別の解消に向けた具体的な検討を行う必要があります。

5 今後の活動

協議会として、これまでの取組を継続すると共に、障害を理由とする差別の実態把握と早期解消のための仕組みづくりを検討します。

また、相談窓口につながっていない差別もあると予測されることから差別の解消に向けた取組を推進するための優先すべきターゲットの選定や取組方法を検討する等、具体的な活動につながるよう協議を深めます。